

IFRIC Update 2021年6月

IFRIC Update は、IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議において至った決定の要約である。過去の Update は [IFRIC Update アーカイブ](#) で見ることができる。

委員会は、2021年6月8日から9日に会合し、下記の項目について議論した。

関連情報

[作業計画](#)

[一貫した適用の支援](#)

[委員会の暫定的なアジェンダ決定](#)

- TLTRO III 取引（IFRS 第9号「金融商品」及びIAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」）－アジェンダ・ペーパー4
- 風力発電基地の使用から生じる経済的便益（IFRS 第16号「リース」）－アジェンダ・ペーパー5

[審議会の検討を求めるアジェンダ決定](#)

- 棚卸資産の販売に要するコスト（IAS第2号「棚卸資産」）－アジェンダ・ペーパー2
- 企業がもはや継続企業ではない場合の財務諸表の作成（IAS第10号「後発事象」）－アジェンダ・ペーパー3

[その他の事項](#)

- 仕掛中の作業－アジェンダ・ペーパー6

[IFRIC Update への補遺－委員会のアジェンダ決定](#)

- 棚卸資産の販売に要するコスト（IAS第2号「棚卸資産」）－アジェンダ・ペーパー2
- 企業がもはや継続企業ではない場合の財務諸表の作成（IAS第10号「後発事象」）－アジェンダ・ペーパー3

[委員会の暫定的なアジェンダ決定](#)

委員会は、以下の事項について議論を行い、作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを暫定的に決定した。委員会は、これらの暫定決定（基準設定プロジェクトを追加しない理由を含む）を今後の会議で再検討する予定である。委員会は暫定的なアジェンダ決定に対するコメントを求めている。関心のある関係者は、コメントを [open for comment](#) ページで提出することができる。すべてのコメントは公開の記録に記載されウェブサイトに掲載される。ただし、回答者が機密とすることを要請し我々が

その要請を認めた場合は除く。そうした要請は、十分な理由（例えば、商業上の機密）の裏付けがない限り、通常は認めない。委員会は、締切日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。受け取ったコメントを分析したアジェンダ・ペーパーには、その日までに受け取ったコメントのみの分析が記載される。

TLTRO III 取引（IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」） — アジェンダ・ペーパー 4

委員会は、欧州中央銀行（ECB）の条件付き長期資金供給オペレーション（TLTROs）の第 3 次プログラムの会計処理方法に関する要望を受けた。TLTROs は、参加する銀行が借り入れることのできる金額及び銀行が当該オペレーションの各トランシェについて支払う金利を、当該銀行が非金融企業及び家計に対して行う融資の量及び金額と関連付けている。

要望書は次のことを質問している。

- a. TLTRO III トランシェは市場金利を下回る金利での融資を表すものかどうか、また、その場合、借り入れる銀行は、市場金利を下回る金利の便益を会計処理するために IFRS 第 9 号又は IAS 第 20 号を適用することを要求されるかどうか
- b. 銀行が市場金利を下回る金利の便益を会計処理するために IAS 第 20 号を適用する場合に、
 - i. 当該便益を認識する期間において、どのように評価を行うか
 - ii. 表示の目的上、銀行は当該便益の金額を TLTRO III 負債の帳簿価額に加算するかどうか
- c. 銀行は適用される実効金利をどのように計算するか
- d. 銀行は、負債に付されている条件が満たされたかどうかの評価の改訂から生じる見積キャッシュ・フローの変動を会計処理するために、IFRS 第 9 号の B5.4.6 項を適用するかどうか
- e. 銀行は、銀行の融資行動又は ECB が TLTRO III の条件について行う変更から生じる過去の期間に係るキャッシュ・フローの変更を、どのように会計処理するか

IFRS 基準の要求事項の適用

委員会は、IFRS 第 9 号が TLTRO III 取引の会計処理を借入銀行が決定するための出発点であると考えた。TLTRO III トランシェへの当該銀行の参加から生じる各金融負債は IFRS 第 9 号の範囲に含まれるからである。銀行は次のようにする。

- a. IFRS 第 9 号の 4.3.3 項で要求しているように、組込デリバティブを主契約から分離するかどうかを決定する。
- b. 当該金融負債の当初認識及び測定（当該金融負債の公正価値の算定を含む）を行い、公正価値と取引価格との差額を会計処理し、実効金利を計算する。
- c. 当該金融負債の事後測定を行う。これは予想キャッシュ・フローの見積りの変更の会計処理を含む。

委員会は、要望書の質問は組込デリバティブの存在とは関連がなく、したがって、このアジェンダ決定は組込デリバティブの分離に関する IFRS 第 9 号の要求事項について議論するものではないことに留意した。

金融負債の当初認識及び測定

IFRS 第 9 号の 5.1.1 項を適用して、当初認識時に銀行は、各 TLTRO III トランシェを公正価値に取引コストを加算又は減算した金額で測定する（当該金融負債が純損益を通じて公正価値で測定されるものでない場合）。したがって、銀行は、当該負債の公正価値を、IFRS 第 13 号「公正価値測定」で要求しているように、市場参加者が当該金融負債の価格付けを行う際に使用するであろう仮定を用いて算定する。金融商品の当初

認識時の公正価値は、通常は取引価格（すなわち、支払対価又は受取対価）である（IFRS 第 9 号の B5.1.1 項及び B5.1.2A 項）。当初認識時の公正価値が取引価格と異なる場合、B5.1.1 項は、支払対価又は受取対価の一部が当該金融負債以外に対するものであるかどうかを判定することを企業に要求している。

委員会は、金利が市場金利を下回る金利であるかどうかの判定には、関連する金融負債の具体的な事実及び状況に基づく判断が必要になると考えた。しかし、金融負債の当初認識時の公正価値と取引価格との差異は、当該金融負債に係る金利が市場金利を下回る金利であることを示唆している可能性がある。

銀行が、TLTRO III トランシェの当初認識時の公正価値が取引価格と異なり、受取対価は当該金融負債のみに対するものと判断する場合には、銀行は IFRS 第 9 号の B5.1.2A 項を適用して当該差額を会計処理する。

銀行が、TLTRO III トランシェの当初認識時の公正価値が取引価格と異なり、受取対価が当該金融負債のみに対するものではないと判断する場合には、銀行は当該差額が IAS 第 20 号で定義している政府補助金となるかどうかを評価する。委員会は、当該差額が政府補助金となる場合、IAS 第 20 号の第 10A 項は当該差額のみ適用されることに留意した。銀行は当該金融負債を IFRS 第 9 号を適用して会計処理する。

TLTRO III トランシェは IAS 第 20 号の範囲に含まれる政府補助金を含んでいるか

IAS 第 20 号は、政府を「地方、国家又は国際機関のいずれかを問わず、政府、政府機関及びそれに類似する機関」を指すものと定義している。また、IAS 第 20 号は政府補助金を次のように定義している。「政府による援助であって、企業の営業活動に関する一定の条件を過去において満たしたこと又は将来において満たすことの見返りとして、企業に資源を移転する形態によるもの。合理的に価値を定めることのできない政府援助及び政府との取引のうち企業の通常の商取引と区別できないものは、政府補助金から除外される。」

IAS 第 20 号の第 10A 項は、企業が市場金利を下回る金利での政府融資の便益を政府補助金として扱い、当該便益を IAS 第 20 号を適用して会計処理することを要求している。市場金利を下回る金利の便益は、IFRS 第 9 号を適用して算定した当該借入金の当初の帳簿価額と受け取った収入との差額である。IAS 第 20 号の第 7 項、第 12 項及び第 20 項は、政府補助金の純損益への認識についての要求事項を定めている。

委員会は、TLTRO III トランシェは、次のように判断される場合にのみ、IAS 第 20 号の範囲に含まれる政府補助金を含むことになると考えた。

- a. ECB が IAS 第 20 号における政府の定義を満たす。
- b. TLTRO III トランシェに対して課される金利が、市場金利を下回る金利である。
- c. ECB との TLTRO III 取引は借入銀行の通常の営業取引と区別できる。

委員会は、これらの判定を行うには、具体的な事実及び状況に基づく判断が必要になると考えた。したがって、委員会は、TLTRO III トランシェが IAS 第 20 号の範囲に含まれる政府補助金を含んでいるかどうかについて結論を下す立場にはないと述べた。

委員会は、補助金（もしあれば）が補償することを意図している関連コストを識別することにも、判断が必要となる場合があることを認識した。しかし、委員会は、TLTRO III トランシェが IAS 第 20 号の範囲に含まれる政府補助金を含んでいる場合には、IAS 第 20 号の要求事項は銀行が当該政府補助金の会計処理方法を決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。

金融負債の当初認識時の実効金利の計算

金融負債の測定の上、IFRS 第 9 号は、金融負債の償却原価と実効金利の両方を定義している。実効金利を計算するには、企業が金融負債の予想存続期間を通じての予想キャッシュ・フローを見積ることが必要となる。

TLTRO III トランシェについて当初認識時の実効金利を計算するにあたり、疑問が生じるのは、予想将来キャッシュ・フローを見積るにあたり何を考慮すべきか、及び、具体的には、予想将来キャッシュ・フローは

銀行が当該負債に付された条件を充足するかどうかの評価を反映するのかどうかについてである。委員会は、実効金利を計算する目的で予想将来キャッシュ・フローを見積るにあたり何を考慮すべきかの問題は、要望書に記載されている以外の事実パターンにも関連性があることに留意した。したがって、委員会は、実効金利の計算に不確定の条件を反映する方法の検討は、より幅広い問題であり、TLTRO III トランシェの文脈でのみ分析すべきものではないと結論を下した。これは、そのような分析は、IFRS 基準の適用に関する類似した問題を伴う他の金融商品について、意図しない結果を生じさせる可能性があるからである。したがって、委員会の考えでは、この事項は IFRS 第 9 号における分類及び測定の要求事項の適用後レビューの一部として、当該レビューの第 1 フェーズですでに識別されている類似した事項とともに検討すべきである。

金融負債の償却原価での事後測定

TLTRO III トランシェの契約条件は、金利を各トランシェの満期時又は早期返済時に後払いで決済することを要求している。したがって、当該金融商品の決済時には 1 つのキャッシュ・フローのみがある。

当初の実効金利は、IFRS 第 9 号が要求しているように、当初認識時の見積将来キャッシュ・フローに基づいて計算される。委員会は、銀行がトランシェの存続期間にわたり実効金利を調整するかどうかは、当該金融負債の契約条件及び IFRS 第 9 号における適用される要求事項に依存することに留意した。IFRS 第 9 号の B5.4.5 項及び B5.4.6 項は、企業が見積将来キャッシュ・フローの変動をどのように会計処理するのかについての要求事項を定めている。

B5.4.5 項は、見積将来キャッシュ・フローが市場金利の変動を反映するように改訂される変動金利の金融負債に適用される。そうした変動を反映するための当該キャッシュ・フローの定期的な再見積りは、実効金利を変更する。IFRS 第 9 号は、変動金利が何を意味するのかについて詳述していない。しかし、委員会は、変動する契約上のキャッシュ・フロー（市場金利の変動を反映するために定期的に調整できる）を伴う金融商品は、変動金利の金融商品であると考えた。

委員会はまた、変動金利の金融商品は、変動金利要素（市場金利（例えば、主要な資金供給オペレーションに係る ECB 金利）の変動を反映するために改定される）に、固定であり、したがって市場金利の変動を反映するための改定が行われない他の要素（例えば、固定された期間にわたり特定の TLTRO III トランシェについて ECB が与える固定の 50 ベーシスポイントのディスカウント）を加算又は減算したもので構成される場合があることにも着目した。

キャッシュ・フローの見積りの変更の会計処理方法を検討した際に、委員会は、IFRS 第 9 号の B5.4.5 項は変動金利の金融商品の変動金利要素（市場金利の変動を反映する範囲で）のみに適用され、当該金融商品の他の金利要素（市場金利の変動を反映する改定が通常は行われない）には適用されないことに留意した。

IFRS 第 9 号の B5.4.6 項は、B5.4.5 項で扱っている金融負債以外の金融負債の見積将来キャッシュ・フローの変動に対して、当該変動が条件変更から生じたのか他の予想の変更から生じたのかを問わず、適用される。しかし、契約上のキャッシュ・フローの変動が条件変更から生じる場合には、企業は当該変動が金融負債の認識の中止及び新しい金融負債の当初認識を生じさせるかどうかを、IFRS 第 9 号の 3.3.2 項及び B3.3.6 項を適用して評価する。

委員会は、認識の中止又は予想将来キャッシュ・フローの他の変動を生じさせない条件変更の結果として、銀行が、TLTRO III トランシェに係る最終返済のキャッシュ・フローが帳簿価額の算定に使用したものと異なると見積る状況を検討した。そうした状況では、銀行は当該条件変更又は予想将来キャッシュ・フローのその他の変動を反映するために帳簿価額を修正し、差額を直ちに純損益に認識する。したがって、銀行は過去の期間に認識した金利については修正を行わない。

委員会はまた、IFRS 第 9 号の B5.4.6 項の適用は、金融負債の当初認識時の実効金利の計算における銀行の予想将来キャッシュ・フローの見積りに関連することに留意した。これは、B5.4.6 項を適用すると、当初の実効金利を使用して改訂後のキャッシュ・フローを割り引くからである。

委員会は、金利に付された条件を、実効金利を決定する際に予想将来キャッシュ・フローの見積り及び改訂に反映すべきかどうかの問題は、より幅広い事項の一部であり、TLTRO III トランシェの文脈のみにおいて分析すべきではないと考えた。したがって、委員会の考えでは、この事項は IFRS 第 9 号における分類及び測定の要求事項の適用後レビューの一部として、当該レビューの第 1 フェーズですでに識別されている類似した事項とともに検討すべきである。

開示

銀行が、ECB が IAS 第 20 号における政府の定義を満たしており、銀行が ECB から政府援助を受けたと判断する場合には、銀行は、政府補助金及び政府補助金の定義を満たさない政府援助に関して IAS 第 20 号の第 39 項が要求している情報を提供する必要がある。

さらに、要求される判断及び TLTRO III トランシェから生じるリスクを考えると、銀行は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 117 項、第 122 項及び第 125 項の要求事項を、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の第 7 項、第 21 項及び第 31 項とともに考慮する必要がある。それらの項は、銀行に対し、重要な会計方針並びに、銀行の会計方針の適用のプロセスにおいて経営者が行った仮定及び判断のうち、財務諸表に認識されている金額に最も重大な影響を与えているものに関する情報を開示することを要求している。

結論

委員会は、TLTRO III トランシェが IAS 第 20 号の範囲に含まれる政府補助金を含んでいると銀行が判断する場合には、IAS 第 20 号の要求事項は当該政府補助金の会計処理方法を企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。

金利に付された条件を、実効金利を算定する際に予想将来キャッシュ・フローの見積り及び改訂に反映すべきかどうかの問題に関して、委員会は、要望書に記載された事項はより幅広い事項の一部であり、費用対効果の高い方法で扱うことは可能でなく、審議会に報告すべきであると結論を下した。審議会は、この事項は IFRS 第 9 号における分類及び測定 of 要求事項の適用後レビューの一部として検討すべきである。

これらの理由で、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを [決定した]。

風力発電基地の使用から生じる経済的便益 (IFRS 第 16 号「リース」) — アジェンダ・ペーパー 5

委員会は、IFRS 第 16 号の B9 項(a)を適用する場合に、電力小売事業者（顧客）が、風力発電基地の生成者（供給者）との契約の期間全体にわたる風力発電基地の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを入手する権利を有しているかどうかに関する要望を受けた。要望書に記載された事実パターンでは、

- a. 顧客と供給者は電力市場における登録された参加者であり、その市場では、顧客と供給者は電力の購入及び販売の目的で互いに直接に契約を締結することができない。その代わりに、顧客と供給者は、そうした購入及び販売を市場の電気グリッドを通じて行い、そのスポット価格は市場運営者が設定する。
- b. 顧客は供給者と契約を締結する。その契約は次のようなものである。
 - i. 風力発電基地が契約の 20 年の期間中に当該グリッドに供給する電力のメガワット当たりのスポット価格を、メガワット当たりの固定価格とスワップし、現金で純額決済する。実質上、供給者は契約の期間中にグリッドに供給する電力に対してメガワット当たりの固定価格を受け取り、顧客は当該電力量に対しての固定価格とメガワット当たりのスポット価格との差額を供給者と決済する。
 - ii. 顧客に対し、風力発電基地の使用から発生するすべての再生可能エネルギー・クレジットを移転する。

IFRS 第 16 号の第 9 項は、「契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいる」と述べている。特定された資産の使用を一定期間にわたり支配するためには、顧客は、使用期間全体を通じて、その特定された資産の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利と当該資産の使用を指図する権利の両方を有していなければならない (IFRS 第 16 号の B9 項)。

IFRS 第 16 号の B21 項は、次のように定めている。「顧客は、資産の使用からの経済的便益を多くの方法 (資産の使用、保有又はサブリースなどによる) で直接又は間接に得ることができる。資産の使用から得られる経済的便益には、主要なアウトプット及び副産物 (これらの項目から生じる潜在的なキャッシュ・フローを含む) や、資産の使用から得られる他の経済的便益のうち第三者との商取引から実現することのできるものが含まれる。」

委員会は、要望書に記載された事実パターンでは、風力発電基地の使用から生じる経済的便益には、それが生産する電力 (主要なアウトプットとして) 及び再生可能エネルギー・クレジット (副産物又は風力発電基地の使用から生じるその他の経済的便益として) が含まれると考えた。

契約では、顧客は、風力発電基地が契約の 20 年の期間全体にわたりグリッドに供給する電力のメガワット当たりの固定価格とスポット価格との差額を供給者と精算することとなる。しかし、当該契約は、風力発電基地が生産してグリッドに供給する電力を顧客が得る権利も義務も生じさせない。顧客は再生可能エネルギー・クレジット (風力発電基地の使用から生じる経済的便益の一部を表す) を得る権利を有するが、顧客は風力発電基地の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有していない。契約期間全体にわたり風力発電基地が生産する電力のどれを得る権利も有していないからである。

したがって、委員会は、要望書に記載された事実パターンにおいて、顧客は風力発電基地の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有していないと結論を下した。したがって、当該契約はリースを含んでいない。

委員会は、IFRS 基準における諸原則及び要求事項が、要望書に記載されているような契約を締結する顧客が特定された資産の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有しているかどうかを判断するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを [決定した]。

審議会の検討を求めるアジェンダ決定

棚卸資産の売却に要するコスト (IAS 第 2 号「棚卸資産」) — アジェンダ・ペーパー 2

委員会は、2021 年 2 月の IFRIC Update で公表した暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討した。企業が棚卸資産の正味実現可能価額を算定する際に、「販売に要するコスト」に含めるコストに関してのものである。

委員会は、アジェンダ決定について結論に至った。IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」の 8.7 項に従って、審議会はこのアジェンダ決定を 2021 年 6 月の会議で検討する。審議会が反対しないことを条件に、このアジェンダ決定は 2021 年 6 月にこの IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

企業がもはや継続企業ではない場合の財務諸表の作成 (IAS 第 10 号「後発事象」) — アジェンダ・ペーパー 3

委員会は、2021 年 2 月の IFRIC Update で公表した暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討した。もはや継続企業ではない企業が適用する会計処理に関してのものである。

委員会は、アジェンダ決定について結論に至った。IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」の 8.7 項に従って、審議会はこのアジェンダ決定を 2021 年 6 月の会議で検討する。審議会が反対しないことを条件に、このアジェンダ決定は 2021 年 6 月にこの IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

その他の事項

委員会の仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー5

委員会は、2021年6月の会議で議論しなかった未解決事項の現状についてのアップデートを受けた。

IFRIC Update への補遺—委員会のアジェンダ決定

アジェンダ決定は、多くの場合、説明的資料を含んでいる。説明的資料は、IFRS 基準における諸原則及び要求事項についての企業の理解を変更させる可能性のある追加的な洞察を提供する場合がある。このため、企業はアジェンダ決定の結果として会計方針を変更する必要があると決定する場合がある。企業は、当該決定を行い、必要な会計方針の変更を適用するための十分な時間（例えば、企業は変更を適用するために、新たな情報の入手やシステムの適用が必要となる場合がある）を与えられることが期待される。会計方針の変更を行うために十分な時間がどのくらいなのであるのかの決定は、企業の具体的な事実及び状況に応じて決まる判断の問題である。それでも、企業は、どのような変更も適時に導入し、重要性がある場合には、当該変更に関連した開示が IFRS 基準で要求されるかどうかを検討することを期待される。

委員会は、次の事項について議論し、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

棚卸資産の販売に要するコスト（IAS 第 2 号「棚卸資産」） — アジェンダ・ペーパー2

2021 年 6 月に公表¹

委員会は、棚卸資産の正味実現可能価額を決定する際に企業が「販売に要するコストの見積額」として含めるコストに関する要望を受けた。特に、要望書は、企業は販売に要するすべてのコストを含めるのか、販売に対して増分的なコストのみを含めるのかを質問していた。

IAS 第 2 号の第 6 項は、正味実現可能価額を「通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額及び販売に要するコストの見積額を控除した額」と定義している。IAS 第 2 号の第 28 項から第 33 項は、企業が棚卸資産の正味実現可能価額をどのようにして見積るのかに関する追加的な要求事項を含んでいる。それらの各項目は、どの具体的なコストが棚卸資産の「販売に要する」のかを識別していない。しかし、IAS 第 2 号の第 28 項は、棚卸資産を正味実現可能価額まで評価減する目的を記述している。その目的は、棚卸資産を「その販売又は利用によって実現すると見込まれる額を超えて」計上することを避けることである。

委員会は、棚卸資産の正味実現可能価額を決定する際に、IAS 第 2 号は販売に要するコストを見積ることを企業に要求していることに着目した。この要求は、企業がそうしたコストを増分的なものに限定して、それにより、棚卸資産を販売するために負担しなければならないが特定の販売に対して増分的なものではないコストを潜在的に除外することを認めていない。増分的なコストのみを含めることは、IAS 第 2 号の第 28 項に示された目的を達成できない可能性がある。

委員会は、棚卸資産の正味実現可能価額を決定する際に、企業は事業の通常の過程で販売を行うために必要なコストを見積ると結論を下した。企業は、どのコストが販売を行うために必要なかを決定するために、具体的な事実及び状況（棚卸資産の性質を含む）を考慮して、判断を使用する。

委員会は、IFRS 基準における諸原則及び要求事項が、棚卸資産の正味実現可能価額を決定するにあたり、販売に要するコストの見積額が増分的なコストに限定されるのかどうかを企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は、作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを決定した。

企業がもはや継続企業ではない場合の財務諸表の作成（IAS 第 10 号「後発事象」） — アジェンダ・ペーパー3

2021 年 6 月に公表¹

委員会は、もはや継続企業（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 25 項で記述している）ではない企業が適用する会計処理に関する要望を受けた。要望書は、そのような企業について次のことを質問していた。

- a. 過去の期間においては継続企業であり、それらの期間に係る財務諸表を過去に作成していない場合に、その過去の期間についての財務諸表を継続企業の前提により作成できるかどうか（質問 I）。
- b. 比較対象期間に係る財務諸表を過去に継続企業の前提により発行したことがある場合に、当期の財務諸表を作成するにあたり使用した会計処理の基礎を反映するように比較情報を修正再表示するかどうか（質問 II）。

質問 I

IAS 第 1 号の第 25 項は、「経営者に当該企業の清算若しくは営業停止の意図がある場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて」財務諸表を継続企業の前提により作成することを企業に要求している。IAS 第 10 号の第 14 項は、「ある企業の経営者が、報告期間後において、当該企業の清算若しくは営業の停止をする方針を決定するか、又はそうする以外に現実的に代替案がないと判断した場合には、当該企業は、継続企業の前提により財務諸表を作成してはならない。」と述べている。

IAS 第 1 号の第 25 項及び IAS 第 10 号の第 14 項を適用すると、もはや継続企業ではない企業は、財務諸表（まだ発行が承認されていない過去の期間に係る財務諸表を含む）を継続企業の前提により作成することはできない。

したがって、委員会は、IFRS 基準における諸原則及び要求事項が、もはや継続企業ではない企業が自らの財務諸表を継続企業の前提により作成するのかどうかを決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。

質問 II

リサーチに基づいて、委員会は質問 II に関して IFRS 基準の適用に不統一を観察しなかった。したがって、委員会は、この事項が広がりのある影響を有しているという証拠を得ていない。

上記の理由で、委員会はこれらの事項に関する基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

¹ 「デュー・プロセス・ハンドブック」の 8.7 項に従って、2021 年 6 月の会議で、国際会計基準審議会はこのアジェンダ決定について議論し、反対しなかった。

Disclaimer: The content of this *Update* does not represent the views of the International Accounting Standards Board or the IFRS® Foundation and is not an official endorsement of any of the information provided. The information published in this *Update* originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge.

免責事項：本アップデートの内容は、IASB 及び IFRS 財団の見解を表わすものではなく、提供されるいかなる情報も公式に承認されたものではない。本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。

Copyright © IFRIC *Update* is published after every IFRS Interpretations Committee meeting by the IFRS Foundation.
コピーライト © IFRIC *Update* は各 IFRS 解釈指針委員会会議の後に IFRS 財団により公表されるものである。
ISSN 1477-206X